

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県立公共職業補導所規程
- ◇訓令 連合国財産警備員被服及び警備用具貸与規程の廃止
- ◇告示 県費支弁手当金支給規則外三件廃止
肥料登録証の交付
農産物検査手数料納收証票売捌人の指定
農作物共済を行うべき農業共済組合の指定
昭和二十七年産水稻に適用する石当り共済金額の決定
昭和二十七年産水稻に適用する石当り共済金額の決定
- ◇選管告示 第三回選挙管理委員会の招集

規則

鳥取県立公共職業補導所規程をここに公布する。

昭和二十七年八月十二日

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第六十九号

鳥取県立公共職業補導所規程

鳥取県立公共職業補導所規程（昭和二十三年九月鳥取県規則第六十七号）の全部を改正する。

第一章 総 則

（補導所の目的）

第一條 鳥取県立公共職業補導所（以下「補導所」という。）は、定められた補導種目について技術習得の上、將來就業しようとする者に対して、必要な専門的知識及び技能を授けて、職業の安定を図るとともに経済の振興に寄与することを目的とする。

（補導所の名称、場所等）

第二條 補導所の名称、設置場所、補導種目、補導期間及び補導定員は、別表のとおりとする。

第二章 分 係

（係）

第三條 補導所に次の係を置く。

庶務係
補導係

(庶務係)

第四條 庶務係においては、次の事務を処理する。

- 一 企画に關すること
- 二 職員の人事及び教養訓練に關すること
- 三 周知宣傳に關すること
- 四 公印を管守すること
- 五 機密の保持に關すること
- 六 補導生の入所、修了その他福利厚生に關すること
- 七 寄宿舎に關すること
- 八 所内の取締に關すること
- 九 文書事務に關すること
- 十 会計に關すること
- 十一 その他他係に屬しない事務に關すること

(補導係)

第五條 補導係においては、次の事務を処理する。

- 一 補導計画を樹立すること
- 二 補導生の補導並びに訓育に關すること

三 補導生の個人調査並びに勤怠に關すること

四 修了後の補導に關すること

五 補導方法の研究に關すること

六 貸与工具の保管に關すること

七 交付資材の保管並びに受払に關すること

八 その他補導事務に關すること

第三章 職員並びに職務

(職員)

第六條 補導所に次の職員を置く。

- 一 所長
- 二 所員 若干人

(所長)

第七條 所長は、知事の命を受けて所務を総理する。

2 所長に事故があるときは、庶務係長がその職務を代理する。

(係長)

第八條 各係に係長を置き、知事の承認を得て所長が命ずる。

2 係長は、所長の命を受けて、係員を指揮し、その係に屬する事務を掌理する。

(所員の所屬)

第九條 所員の所屬は、所長が命ずる。

第四章 教程及び授業日

(補導教程)

第十條 補導教程は、労働省の定める補導基準によるものとする。但し、特別の事由があるときは、知事の承認を得て所長において変更することができる。

(補導期間)

第十一條 補導期間は、一箇年及び六箇月の二種とし、一箇年のものは、毎年四月に開始して翌年三月に、六箇月のものは、毎年四月又は十月に開始して、九月又は翌年三月に終了するものとする。

(休業日)

第十二條 休業日は、次のとおりとする。

一 祝日

二 開所記念日

三 日曜日

四 年末年始の休暇日

五 その他所長が必要と認めて知事の承認を受けた場合

合

第五章 入所、修了及び退所

(入所の適格條件)

第十三條 補導所に入所できる者は、次の條件を備えた者とする。

- 一 義務教育修了者又はこれと同等以上の学力がある者
- 二 身体強健であつて志操堅固な者

第十四條 補導生の募集、選考、あつ、旋は、補導所所在地の所轄公共職業安定所長が行う。

(入所の決定)

第十五條 補導生の入所決定は、前條のあつ、旋を受けた者の中から所長が行いその旨本人に通知するものとする。

第十六條 入所の決定通知を受けた者は、通知を受けた

日から七日以内に身元保証人を定めて第一号様式による誓約書及び戸籍抄本を所長に提出しなければならない。

(終了証書の授与)

第十七條 所長は補導の全課程を修了した者に、第二号様式による修了証書を授与しなければならない。

(退所)

第十八條 補導期間の中途において退所しようとする者は、身元保証人と連署して、その事由を申し出て所長の承認を受けなければならない。

第十九條 前條の場合知事は退所の事由により、入所中の実費の全部又は一部を徴することができる。

第六章 処 遇

(授業料の免除)

第二十條 補導生に対する授業料は、徴收しない。

(補導手当)

第二十一條 知事は、補導生に対して、交通費その他補導上必要な経費の一部を補導手当として支給すること

ができる。

第二十二條 入所中必要な工具類は、無料貸与とし、実習教材は、補導所において準備するものとする。

第七章 寄宿舍

(寄宿舍規則)

第二十三條 寄宿舍設備のある補導所においては、寄宿舍規則を定めなければならない。

第八章 賞 罰

(表彰)

第二十四條 知事は、成績優秀、操行善良、出席良好であつて、他の模範となる者を表彰する。

2 所長は、成績優秀、出席良好又は特別の善行があつて、他の模範となる者を表彰することができる。

(補導生の処分)

第二十五條 所長は、補導生として不都合の行爲があつた場合はその実情により、次の処分をすることができる。

- 一 退 所

- 二 謹 慎
- 三 けん責

(損害の弁償)

第二十六條 補導所に所属する物品をき損又は亡失した者は、その損害を弁償しなければならない。但し、知事が特別の理由があると認めるときは、その責任を免除することができる。

(雑則)

第二十七條 所長は、この規程の施行にあつて、必要な細則を定めることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日から適用する。

別 表

鳥取県立公共職業補導所一覽表

鳥取県立鳥取公共職業補導所	設置場所	補導種目	補導期間	補導定員
鳥取市	機械修理	一箇年	五〇	
木工同			三〇	

製 紙 六箇月 三〇

謄写筆耕 同 二〇

鳥取県立米子公共職業補導所 米子市 建築 一箇年 三〇

木工同 二〇

洋 裁 同 三〇

經理事務 六箇月 三〇

鳥取県立倉吉公共職業補導所 倉吉町 木工 一箇年 三〇

計 三箇所 二七〇

誓 約 書

第一号様式

この度貴補導所に入所しますについては、諸規則及び御指示の事項は堅く守つて専心修業致します。なお、在所中本人の身元については、保証人において一切引き受け少しも御迷惑をかけないことをここに誓約致します。

昭和 年・月 日

本人 本籍地

現住所

氏名

保証人 本籍地

現住所

本人との続柄

氏名

鳥取県立〇〇公共職業補導所長殿

第二号様式

第 号

修了証書

科

氏

年 月 日生

右は本所の補導課程を修了したことを証する。

年 月 日

鳥取県立〇〇公共職業補導所長 氏 名 印

訓 令

鳥取県訓令第十七号

庁 中 一 般

連合国財産警備員被服及び警備用具貸与規程(昭和二十四年七月鳥取県訓令第十二号)は廃止する。

昭和二十七年八月十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県訓令第十八号

庁 中 一 般
各 麻 長

次に掲げる訓令は廃止する。

昭和二十七年八月十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

官吏懲戒例ニ依ル罰俸ハ俸給中ヨリ控除スルノ件(明治二十五年四月鳥取県訓令第八十号)

県費支弁俸給並給料支給規則(大正十五年六月鳥取県訓令甲第二十一号)

県費支弁手当金支給規則(昭和六年九月鳥取県訓令甲

第十二号)

鳥取県新給与実施本部規程(昭和二十三年六月鳥取県訓令乙第四百二十五号)

告 示

記

鳥取県告示第三百九十二号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七條の規定により、次の肥料を登録し、その生産業者に登録証を交付した。

昭和二十七年八月十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号

肥料の名称

保証成分量
窒素全量りん酸全量加里全量

住 生 産 業 者
氏名又は名称

鳥取県 第一九八号 五、三茶種油粕 五、三 二、〇 一、〇

住 所 氏 名
東伯郡八橋町字丸尾 丸山製油所 丸山 初子

鳥取県告示第三百九十三号

鳥取県農産物検査條例施行規則(昭和二十五年八月鳥取県規則第五十六号)第十四條第一項の規定により鳥取県農産物検査手数料納收証票売捌人を次のように指定した。

昭和二十七年八月十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

住 所 氏 名

鳥取市東品治町一九ノ五

鳥取県経済農業協同組合 連合会長 足 鹿 覚

東伯郡倉吉町明治町一、
〇三二ノ一 鳥取県中央農業協同組合 連合会長 近 池 利 勝

鳥取県告示第三百九十五号

農業災害補償法臨時特例法（昭和二十七年法律第九十四号）第二條第一項及び農業災害補償法臨時特例法施行令（昭和二十七年政令第九十一号）の規定に基き、水稻につき同法により農作物共済を行うべき農業共済組合が次のように指定された。

昭和二十七年八月十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

所屬農業共済組合連合会支部

指 定 組 合

危険階級
收量区分

岩美支部	宇倍野村農業共済組合	四乙A
八頭支部	船岡村	四乙A
”	若桜町	一乙B
気高支部	湖山村	三乙B
東伯支部	上中山村	二乙A
西伯	天津	三乙A
日野	日野村	三乙B

鳥取県告示第三百九十六号

農業災害補償法臨時特例法（昭和二十七年法律第九十四号）第三條第一項の規定に基き、昭和二十七年産の水稻に適用する石当り共済金額を次のように定める。

昭和二十七年八月十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

昭和二十七年産水稻に適用する石当り共済金額
共済目的 石当り共済金額
水 稻 五、六〇〇円

鳥取県告示第四百十号

昭和二十七年産保健婦試験を次のとおり行う。

昭和二十七年八月十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一、試験期日 昭和二十七年八月二十九日午前九時がら午後四時まで
- 二、場 所 鳥取赤十字病院、鳥取市西町一番地
- 三、願書提出期限 昭和二十七年八月二十日まで

四、受験手続

次に掲げる書類を衛生部医務課宛提出すること。

- 1 願 書
- 2 履 歴 書
- 3 戸籍抄本又は謄本
- 4 写真一葉（試験前六箇月以内に写した正面手札型上半身）
- 5 保健婦養成講習会修了証の写（或は修了見込書）
- 6 受験料 二〇〇円（爲替又は現金）

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十五号

第三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和二十七年八月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根政幸

- 一、期日 八月十五日 午後二時
- 二、場所 鳥取県庁

三、議題

- 1 公明選挙の推進運動実施要領について
- 2 海区漁業調整委員会委員選挙の報告について
- 3 其他

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印刷所 鳥取県鳥取市東町取印

官庁、会社、学校、団体、法制研究者必讀

鳥取県公報

鳥取県公報を御存知ですか。
 本県においては県民の皆様の日常生活に
 関係ある重要な条例、規則、規程等をこの
 公報に登載して公布しております。
 国に官報、県に公報あり、是非公報を讀み
 ませう。

定期発行日 毎週火、金曜日
 講讀料（実費）一箇月100円 一箇年1,200円
 申込先 鳥取県総務部総務課